

答申第1号

令和6年2月2日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市個人情報保護審査会

会 長 鴨志田 勝則

個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月27日付けで海老名市長から諮問された次の事項について、別紙のとおり答申する。

諮問事項

令和5年9月21日付け審査請求について

第1 審査会の結論

処分庁が、「MISALIO滞納システム」に記録されている「交渉経過記事（全文）」（以下「本件文書」という。）に記載された保有個人情報につき、その一部を不開示とした決定について、別表2の12/18頁の番号129（H25.6.10付け）及び同番号130（H25.3.22付け）の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」欄に記載された部分を不開示としたことは妥当でなく、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件文書に記載された保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が令和5年8月23日付け海老名市指令第487号で行った保有個人情報開示決定（部分開示）について、不開示とした部分の開示を求めるというものである。

第3 開示請求の内容及び開示決定の内容

1 開示請求の内容

本件文書に記載された個人情報の開示を求める。

2 開示決定（部分開示）の内容

本件文書の記載のうち、別表1、別表2及び別表3の部分における「交渉予定／交渉方法／交渉結果」欄に記載された全部又は一部は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号ハに該当するから、不開示とし、その余は開示する。

第4 処分庁の説明要旨

1 本件文書の記載のうち、

（1）別表1の部分における「交渉予定／交渉方法／交渉結果」欄に記載された

部分は、滞納処分のための調査の実施・結果に関する事項に当たるものであり、

(2) 別表2の部分における同欄に記載された部分は、今後の徴収に当たっての計画・方針に関する事項に当たるものであり、

(3) 別表3の部分における同欄に記載された部分は、その他徴収に係る事務の適正な遂行に影響を及ぼすと認められる事項に当たるものである。

2 前記1(1)、(2)、(3)の各事項は、「事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。」とされているものである(個人情報保護委員会作成・公表の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」217頁参照)。

3 したがって、本件文書の記載のうち、前記1(1)、(2)、(3)の各部分は、いずれも、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第78条第1項第7号ハ)があるものに当たる。

4 以上のことから、前記1(1)、(2)、(3)の各部分は不開示とする決定をしたものである。

第5 審査会の判断

当審査会では、本件審査請求に係る開示・不開示の妥当性について審議し、その結果は次のとおりである。

1 本件文書のうち、前記第4、1、(1)の各部分を不開示としたことについて前記第4、1、(1)の各部分には、処分庁が、滞納処分のために行った調査の内容及び調査により把握した情報が、時系列毎に詳細に記載されている。

こうした情報が開示されることになれば、滞納者において、いかなる段階でどのような調査が行われることになるのか等を把握した上で、財産の移動、処分を行う等、滞納処分を不当に免れるための対策を講じることができ、処分庁による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

また、滞納処分の後であっても、こうした情報が開示されることになれば、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、処分庁が不開示とした部分のうち、前記第4、1、(1)の各部分を不開示としたことは、妥当であると考ええる。

2 本件文書のうち、前記第4、1、(2)の各部分を不開示としたことについて

(1) 前記第4、1、(2)の各部分(ただし、後記のとおり、別表2の12/18頁の番号129(H25.6.10付け)及び同番号130(H25.3.22付け)に記載された部分を除く。)には、今後の徴収に当たっての計画・方針に関して、滞納者に対する処分庁の対応の方針や考え方等が記載されている。

いかなる時期においても、こうした情報が開示されることになれば、処分庁において、滞納者との間で、任意の支払を求める交渉を進めるに当たり、交渉方針等のいわば手の内を知られることに繋がるものであり、円滑な納税を得ることが困難になることに繋がるものである。

以上のことから、処分庁が不開示とした部分のうち、前記第4、1、(2)の各部分(ただし、後記のとおり、別表2の12/18頁の番号129(H25.6.10付け)及び同番号130(H25.3.22付け)に記載された部分を除く。)を不開示としたことは、妥当であると考ええる。

(2) 前記第4、1、(2)の各部分のうち、別表2の12/18頁の番号129(H25.6.10付け)及び同番号130(H25.3.22付け)に記載された部分には、職員間で事務の引き継ぎが行われたという事実が記載されているにとどまり、滞納者に対する処分庁の対応の方針や考え方等が記載されているものではない。

したがって、前記第4、1、(2)の各部分のうち、別表2の12/18頁の番号

129（H25.6.10付け）及び同番号130（H25.3.22付け）に記載された部分を不開示としたことは、妥当ではないといわざるを得ない。

3 本件文書のうち、前記第4、1、（3）の各部分を不開示としたことについて前記第4、1、（3）の各部分には、滞納者との折衝の中における処分庁の担当者的心証等が記載されている。

いかなる時期においても、こうした情報が開示されることになれば、担当者において滞納者との折衝を進めるにあたって支障を及ぼすおそれがあることを否定することはできない。

したがって、処分庁が不開示とした部分のうち、前記第4、1、（3）の各部分を不開示としたことは、妥当であると考ええる。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 処理経過

当審査会の調査審議等の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和5年11月27日	処分庁から諮問書提出
令和5年11月29日	審議
令和5年12月22日	審議

別表 1

滞納処分のための調査・結果に関する事項が記載されている部分

頁	番 号	日 付	頁	番 号	日 付
1/6	2	R5. 7. 27	12/18	1 3 7	H24. 8. 11
2/6	1 1	R5. 7. 3	12/18	1 3 8	H24. 7. 2
3/6～4/6	2 0 ～ 3 4	R5. 6. 26	12/18	1 4 0	H24. 3. 23
5/6	3 8 ～ 3 9	R5. 6. 23	12/18～13/18	1 4 1	H24. 3. 2
6/18	5 7	H29. 7. 13	13/18	1 4 2	H24. 2. 23
6/18	6 0	H29. 6. 12	13/18	1 4 3	H24. 2. 10
6/18	6 1	H29. 6. 9	13/18	1 4 4	H24. 2. 9
6/18～7/18	6 2	H29. 6. 8	13/18	1 4 5	H24. 2. 6
7/18	6 4	H29. 6. 5	13/18	1 4 6 ～ 1 4 7	H24. 1. 30
7/18	6 7	H29. 5. 26	13/18	1 4 9	H24. 1. 20
8/18	7 6	H29. 5. 10	13/18	1 5 0	H24. 1. 12
8/18	8 0	H28. 11. 4	13/18	1 5 1 ～ 1 5 2	H24. 1. 5
8/18	8 2	H28. 6. 22	13/18	1 5 3	H24. 1. 4
8/18～9/18	8 3 ～ 9 0	H28. 6. 3	13/18～14/18	1 5 4	H23. 12. 22
9/18	9 1	H28. 6. 2	14/18	1 5 5 ～ 1 5 8	H23. 12. 20
9/18	9 4	H27. 6. 23	14/18～15/18	1 5 9	H23. 12. 15
10/18	1 0 8	H26. 10. 1	15/18	1 6 4 ～ 1 6 5	H23. 12. 12
11/18	1 2 0	H26. 5. 13	15/18	1 6 7 ～ 1 6 8	H23. 12. 9
11/18	1 2 4	H25. 11. 5	15/18	1 6 9	H23. 12. 2
11/18～12/18	1 2 5	H25. 10. 2	15/18	1 7 1	H23. 10. 11
12/18	1 2 6	H25. 9. 20	15/18～16/18	1 7 2	H23. 9. 30
12/18	1 2 7	H25. 9. 18	16/18	1 7 7	H22. 10. 4
12/18	1 2 8	H25. 9. 12	18/18	1 9 3	H21. 10. 5

今後の徴収に当たっての計画・方針に関する事項が記載されている部分

頁	番 号	日 付
1/6	8	R5. 7. 7
2/6	1 2	R5. 6. 30
2/6	1 4	R5. 6. 29
2/18	1 4	R5. 1. 20
3/18	2 2	R3. 3. 16
4/18	3 7	H31. 3. 4
6/18	5 6	H29. 8. 2
6/18	5 9	H29. 6. 27
7/18	6 6	H29. 5. 31
8/18	8 1	H28. 7. 5
11/18	1 1 7	H26. 5. 30
12/18	1 2 9	H25. 6. 10
12/18	1 3 0	H25. 3. 22
16/18	1 7 4	H23. 6. 4
16/18	1 7 5	H23. 5. 19

別表 3

その他徴収に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる事項が記載されている部分

頁	番 号	日 付
1/6	7	R5. 7. 12
3/18	2 6	R2. 11. 30
4/18	3 8	H31. 2. 27
5/18	4 3	H31. 2. 26
10/18	9 7	H27. 4. 8
11/18	1 1 6	H26. 6. 5